

営繕業務

営繕とは、「建築物の営造と修繕」のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替等の工事を指します。

1 庁舎等の新築

老朽化した庁舎（森林事務所）を新築（改築）しました。



築50年を経過した森林事務所



CLTパネル工法で建築された森林事務所

2 庁舎の修繕

コンクリートの劣化により透水している箇所の防水工事を実施しました。



コンクリート目地の劣化状況



シートによる防水状況

”営繕”という言葉

中国の春秋・戦国時代の晋の頃からあったもので、わが国では、西暦701年制定された「大宝律令」において用いられた古い言葉の一つです。

当時は、建物のほか道路、橋梁、船などの営造及び修繕のことを現し、現在よりも広い意味で用いられていた言葉とされ、営繕を司る職を営繕職、木工寮と称していました。